

審 査 基 準

令和6年11月20日作成

法 令 名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根 拠 条 項：第6条の3第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：県知事、長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日以内
申 請 先：使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署
問 合 せ 先：交通部交通規制課規制係（電話095 - 820 - 0110（内線5174）） 警察署交通課（地域交通課）（電話（内線））
備 考：